

確定申告と税務調査

突然ですが、確定申告時期ですね。

ドクターの皆様は、ほとんどの方が確定申告をされていらっしゃるのではないのでしょうか。勤務医の先生は、複数個所のアルバイト先から源泉徴収票を発行してもらい、それらをまとめて確定申告をしますね。個人で病院・医院を経営されている方は、「事業所得」の確定申告をしますし、医療法人の理事や理事長が受け取る役員報酬は「給与所得」となりますので、一定の場合には、確定申告の対象です。この時期になると、税理士から、今回の納税額は〇〇万円です、と告げられ、なんと納税額が多いことか、もつと節税できないものかとお感じになれるドクターもたくさんいらっしゃると思います。

先日、こんなご相談がありました。「給与所得」がメインの勤務医。給与所得者でも税金が安くなる手法があるかどうかで聞いたらしく、副業である少しの収入を「事業所得」として申告していたというのです。少しの

収入でしたので、経費を収入額以上に計上し、「事業所得」を赤字で申告し続けていました。こうすることで、「給与所得」のプラスの所得と、「事業所得」のマイナスが通算され、確定申告をすると「給与所得」で天引きされた源泉所得税が還付できるという内容です。毎年、毎年、還付を受けていたら、とうとう、税務調査が来た！というのです。税法上、「事業所得」であれば「給与所得」と通算できませんが、その所得が「事業所得」に該当せず「雑所得」と通算はできません。つまり、税務署側は、「事業所得」ではなく、「雑所得」ではないかということです。「雑所得」に該当すると、いままでも還付を受けてきた所得税については、国に返し、かつ、加算税、延滞税を支払うというペナルティが課せられます。当然、住民税についても負担が増えることとなります。

そこで、「事業所得」の事業に該当するかどうかについての判例があります。その裁判では、(その行為が)

「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意志と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」であると示されています。税務調査により、「事業所得」ではなく「雑所得」ではないかと指摘されたなら、この判例にもあるように自己の危険と計算において、独立的に、営利性、有償性があり、反覆継続している業務であり、客観的に事業と認められるということを税務署側に説明できないこととなりますね。

さて、ドクターによくあるのが、「給与所得」か、報酬(「事業所得」もしくは「雑所得」)か、どちらに該当するかを間違えて申告してしまうというケースです。このケースも、税務調査で指摘されることが多いので注意が必要です。例えば、産業医。国税庁は、「開業医(個人)が事業者から支払を受ける産業医としての報酬は、原則として給与収入」と回答しています。ただし、医療法人が企業と産業医の契約をし、従業員である医師をその企業に行かせた場合に受け取る委託料は、医療法人の「その他収入」となります。つまり、個人と法人ではその処理の考え方に違いがあります。

ます。

さらに、こんなこともあります。

医療法人に税務調査が入り、医師に支払った報酬が「給与」なのか「報酬」なのかで、見解が相違したという事例もよくあります。ここで、税務署に否認されてしまうと、源泉所得税や消費税の納税額が変わってきますし、社会保険料などにまで影響を及ぼす場合もあります。

この時期は、一年のうち、一番納税を意識する時期といっても過言ではないかもしれません。脱税ではなく、節税をして、適切な納税からキヤッシュを残すことを考えてみましょう。



西條 玲子

税理士 医療コンサルタント
TOMAコンサルタンツグループ理事・部長
青山学院大学経営学部、青山学院大学大学院法学部卒業。病院での医療秘書としての経験を持つ。現場目線に立った病医院の経営改善、財務分析、増収・増患コンサルティングは好評で、節税対策、税務調査、税務相談は医療特化税理士として顧客から厚い信頼を獲得している。TOMAコンサルタンツグループにおける「お客様紹介率」ナンバーワンコンサルタント(2012年実績)。

TOMAコンサルタンツグループ

0120-944-733 URL <http://www.toma.co.jp/>